

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令（案）新旧対照表

○ 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六條の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜八十一（略）</p> <p>八十二 N―（四―クロロフェニル）―ニ―メチル―N― （一―フェネチルピペリジン―四―イル）プロパンアミ ド及びその塩類</p> <p>八十三〜百十八（略）</p> <p>百十九 一―（三・五―ジメトキシ―四―プロポキシフェ ニル）プロパン―ニ―アミン及びその塩類</p> <p>百二十〜百五十四（略）</p> <p>百五十五 N―（一―フェネチルピペリジン―四―イル） ―N―フェニルテトラヒドロフラン―ニ―カルボキサミ ド及びその塩類</p> <p>百五十六〜百六十八（略）</p> <p>百六十九 N―（四―フルオロフェニル）―ニ―メチル―</p>	<p>（指定薬物）</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〜八十一（略）</p> <p>（新設）</p> <p>八十二〜百十七（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百十八〜百五十二（略）</p> <p>（新設）</p> <p>百五十三〜百六十五（略）</p> <p>（新設）</p>

N―(―フェネチルピペリジン―四―イル)プロパン
アミド及びその塩類

百七十〇―二百五十八 (略)

二百五十九 N―(ニ―メトキシベンジル)―N―メチル

―(四―メチルフェニル)プロパン―ニ―アミン及
びその塩類

二百六十〇―二百七十五 (略)

百六十六―二百五十四 (略)

(新設)

二百五十五―二百七十 (略)